
郡上市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



岐阜県 郡上市

目次

第1章 基本的な事項

- (1) 市の概況 1
- (2) 人口及び産業の推移と動向 2
- (3) 市町村行財政の現況 4
- (4) 地域の持続的発展の基本方針 5
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標 6
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 6
- (7) 計画期間 6
- (8) 公共施設等総合管理計画等との整合 6

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 7
- (2) 計画 7

第3章 産業の振興

- (1) 農業・水産業 8
- (2) 林業 8
- (3) 商工業 9
- (4) 観光 9
- (5) 計画 10
- (6) 産業振興促進事項 11
- (7) 公共施設等総合管理計画等との整合 11

第4章 交通施設の整備、交通手段の確保

- (1) 交通施設 13
- (2) 交通手段 13
- (3) 計画 14
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 15

第5章 生活環境の整備

- (1) 上下水道 16
- (2) 廃棄物処理・環境衛生 16
- (3) 消防・救急・防災 17
- (4) 災害対策 18
- (5) 計画 18
- (6) 公共施設等総合管理計画等との整合 19

第6章 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

- (1) 子育て環境の確保 21
- (2) 高齢者の保健・福祉 22
- (3) 計画 23
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 23

第7章 医療の確保

- (1) 地域医療体制の充実 24
- (2) 計画 24
- (3) 公共施設等総合管理計画等との整合 25

第8章 教育の振興

- (1) 小・中学校教育 26
- (2) 社会教育 26
- (3) スポーツ 27
- (4) 計画 27
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 28

第9章 集落の整備

- (1) 集落の整備 30
- (2) 計画 30

第10章 地域文化の振興等

- (1) 地域文化の振興 31
- (2) 計画 31

第11章 その他地域の発展に関し必要な事項

- (1) 地過疎地域活性化基金の活用 32
- (2) 計画 32

第12章 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

- (1) 事業計画一覧表 33

第1章 基本的な事項

(1) 市の概況

①自然的、歴史的、社会経済的諸条件

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、面積は岐阜県全体の約1割に当たる1030.75km²を占め、県下では高山市に次ぐ広さです。また、白山に連なる北部の白鳥町銚子ヶ峰から、南部の美並町木尾まで、高低差が1,700mあり、市内の約9割を占める山林や清流長良川をはじめとした河川など、豊かな自然を有し、可住地は1割にも満たない典型的な山間地です。東部は下呂市に接し、北部は高山市に、西部は関市、福井県大野市に、南部は美濃市、関市に接しています。気候は多雨多湿の内陸型気候となっており、寒暖の差が激しく、冬季には山間部で積雪が1mにも達する厳しい自然条件となっています。

岐阜県と福井県、石川県にまたがる白山は、古くから霊峰として信仰されていました。現在の白鳥町長滝地区にある長滝白山神社並びに白山長瀧寺は、美濃禅定道の起点となる美濃馬場として、最盛期には「上り千人、下り千人、ふもと千人」といわれるほど東海方面からの登拝口として大いに栄えました。西暦855年(斉衡2年)武儀郡から分置されて郡上郡となったとされています。鎌倉時代から室町時代にかけては、武家歌人として名高い東氏が千葉より入部し、この地を治めました。特に、第9代東常縁が連歌師・宗祇に行った古今伝授は、和歌文学の金字塔を成すものです。戦国の動乱を経て、江戸時代より郡上の大半を郡上藩が統治し、遠藤氏、稲葉氏、井上氏、金森氏、青山氏の5家19代に引き継がれ、明治の廃藩置県により廃藩となりました。その後、郡治分割や町村制施行を経て、郡上郡は八幡町・大和村(昭和60年町制により大和町)・白鳥町・高鷲村・美並村・奥明方村(昭和45年に明方村に村名変更、その後、平成4年に明宝村に村名変更)・和良村となりました。また、昭和33年には、福井県大野郡石徹白村が白鳥町と越県合併し、この7ヶ町村が、平成16年3月1日に合併し今日の郡上市となりました。

本市は、古くから美濃と越前や飛騨との“国境(くにぎかい)”であったことから、交通の要衝として栄えてきており、近年、東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道の整備、国道156号、国道256号、国道472号の改良などにより幹線道路網が整備されつつあります。今後も、濃飛横断自動車道の延伸や山間地における国県道の改良など、市民生活の向上や産業振興のため、さらなる交流の広域化に対応することが求められます。

②地域における過疎の現況

本市では、明宝地域と和良地域において、昭和45年から令和2年度末までの過疎関連立法による合計5次の計画を策定し、生活環境整備等の促進と住民の利便性や快適性の向上を図るとともに、過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)による地域振興の推進により、人口減少の抑制を目指す取り組みを展開してきました。しかしながら、当該地域に限らず市内全域での過疎化は進み、令和3年4月には新法(過疎地域持続的発展特別措置法)の施行に伴い、八幡地域と美並地域が過疎地域に追加指定され、令和4年4月からは、令和2年国勢調査の結果に基づいて、本市を構成する7地域(八幡、大和、白鳥、高鷲、美並、明宝、和良)全域が過疎地域に指定されました。

地域間の差はあるものの、依然として住民の減少による地域コミュニティや産業の担い手不足が進行しており、一部の地域では集落の維持が困難な状況にあります。これまで本市では、インフラ整備を中心とした各種施策を展開してきましたが、今後は、人口減少を受け入れながらも将来まで持続可能なまちづくりの在り方を考え、若い世代や女性、移住者などに選ばれ、地域の活力を維持していくことを目的とした総合的な過疎対策に取り組んでいく必要があります。

③社会経済的発展の方向

本市は、賑わいの環境が集積する市街地、里山環境が広がる田園地域、河川流域の水辺の地域、豊かな森林資源に恵まれた森林、高原地域など、多様な地理的条件によって構成されており、その広大な面積に多くの集落が点在しています。また、市内を南北に縦断する東海北陸自動車道に加えて、中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道などの高規格道路網の整備が進むことで、交通ネットワーク

クの結節点としての役割を担える可能性を秘めています。このような特徴を踏まえ、今後は、これまで行ってきた人口を維持する取り組みに加え、外の力を呼び込み、内の資源を磨き直すという取り組みが必要となります。

本市では、「登録観光地域づくり法人（登録DMO）」に登録された（一社）郡上市観光連盟とともに、官民協働による観光地域づくりを進めています。郡上おどり、白鳥おどりに代表される伝統文化や、豊かな自然を活かしたアウトドア体験やウインタースポーツなどの恵まれた観光資源に一層磨きをかけ、国内外の多様化する顧客ニーズに対応した取り組みを継続的に推進します。さらに、観光産業のみならず、市内産品の高付加価値化・ブランド化や森林資源の新たな活用など、他産業との連携によって地域経済の好循環化と活性化を図ります。また、観光客や都市部との交流機会を拡大し、効果的に地域の魅力を発信することにより、関係人口の増加と移住・定住の促進に取り組みます。

住民生活については、広大な面積に点在する集落を維持していくために、人口規模に応じた生活機能の集約化と移動手段の確保、老朽化が進む社会インフラの適正な維持管理、デジタル技術の活用による行政サービスの効率化と利便性の向上、自立した地域運営組織の構築に向けた取り組みなど、人口減少に応じた住民の生活基盤の確保と住民主体の地域運営の在り方を見直していく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

本市の人口は、昭和55年（1980年）から令和2年（2020年）の40年間で、13,693人減少（減率26%）しており、昭和25年（1950年）の65,569人をピークに人口減少の一途をたどっています。また、高齢化率が37.5%と大変高く、超高齢社会となっています。全国的に人口減少社会に突入し、本市は周辺市町村よりも急激な人口減少が進行しており、少子化によりさらに人口減少が進むと予想されます。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	61,594		57,871	△6.0%	54,146	△6.4%	52,985	△2.1%
0歳～14歳	20,753		17,306	△16.6%	14,051	△18.8%	12,558	△10.6%
15歳～64歳	35,422		34,804	△1.7%	33,676	△3.2%	33,503	△0.5%
うち15歳～29歳 (a)	11,515		10,081	△12.5%	9,248	△8.3%	9,303	0.6%
65歳以上 (b)	5,419		5,761	6.3%	6,419	11.4%	6,924	7.9%
(a) /総数 若年者比率	18.7%		17.4%	－	17.1%	－	17.6%	－
(b) /総数 高齢者比率	8.8%		10.0%	－	11.9%	－	13.1%	－

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	52,690	△0.6%	52,125	△1.1%	50,986	△2.2%
0歳～14歳	11,462	△8.7%	10,747	△6.2%	9,672	△10.0%
15歳～64歳	33,664	0.5%	33,018	△1.9%	31,700	△4.0%
うち15歳～29歳 (a)	8,784	△5.6%	7,826	△10.9%	7,254	△7.3%
65歳以上 (b)	7,564	9.2%	8,360	10.5%	9,614	15.0%
(a) /総数 若年者比率	16.7%	－	15.0%	－	14.2%	－
(b) /総数 高齢者比率	14.4%	－	16.0%	－	18.9%	－

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	50,809	△0.3%	49,377	△2.8%	47,495	△3.8%
0 歳～14 歳	8,795	△9.1%	7,808	△11.2%	6,752	△13.5%
15 歳～64 歳	30,334	△4.3%	28,154	△7.2%	26,507	5.9%
うち 15 歳～29 歳 (a)	6,844	△5.7%	6,662	△2.7%	5,741	△13.8%
65 歳以上 (b)	11,680	21.5%	13,415	14.9%	14,236	6.1%
(a) /総数 若年者比率	13.5%	－	13.5%	－	12.1%	－
(b) /総数 高齢者比率	23.0%	－	27.2%	－	30.0%	－

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	44,491	△6.3%	42,090	△5.4%	38,997	△7.3%
0 歳～14 歳	5,818	△13.8%	5,218	△10.3%	4,575	△12.3%
15 歳～64 歳	24,354	△8.1%	22,222	△8.8%	19,746	△11.1%
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,604	△19.8%	4,183	△9.1%	3,578	△14.5%
65 歳以上 (b)	14,315	0.6%	14,604	2.0%	14,612	0.1%
(a) /総数 若年者比率	10.3%	－	9.9%	－	9.2%	－
(b) /総数 高齢者比率	32.2%	－	34.7%	－	37.5%	－

(※H22、H27、R2 年は人口総数に年齢不詳者が含まれているため、各年齢層の合計と一致しません。)

②産業の推移と動向

就業者人口について、昭和55年（1980年）から令和2年（2020年）の40年間で、7,081人減少（減少率25.7%）しており、生産年齢人口の減少が影響していると考えられます。産業の内訳を見ると、第一次産業は4,007人減少（減少率75.8%）、第二次産業は4,543人減少（減少率39.7%）している一方で、第三次産業は1,386人増加（増加率12.8%）しており、第三次産業に就業する人の比率が高まっています。今後、さらに第一次産業に就業する人は減少し、本市の主な産業は第二次産業と第三次産業が占めることが予想されます。

表1-2 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和50年	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	27,350	27,530	0.7%	27,212	△1.2%	26,364	△3.1%	26,392	0.1%
第一次産業 就業人口比率	8,190 (30.0%)	5,286 (19.2%)	△35.5%	4,324 (12.0%)	△18.2%	3,126 (11.9%)	△27.7%	2,421 (9.2%)	△22.6%
第二次産業 就業人口比率	9,514 (34.8%)	11,444 (41.6%)	20.3%	11,836 (45.4%)	3.4%	11,885 (45.1%)	0.4%	11,752 (44.5%)	△1.1%
第三次産業 就業人口比率	9,609 (35.1%)	10,796 (39.2%)	12.4%	11,045 (42.7%)	2.3%	11,350 (43.1%)	2.8%	12,209 (46.3%)	7.6%

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	24,086	△8.7%	23,161	△3.8%	21,551	△7.0%	21,501	△0.2%	20,449	△5.1%
第一次産業 就業人口比率	1,495 (6.2%)	△38.3%	1,383 (6.0%)	△7.5%	1,440 (6.7%)	4.1%	1,413 (6.6%)	△1.9%	1,279 (6.3%)	△9.5%
第二次産業 就業人口比率	9,963 (41.4%)	△15.2%	8,603 (37.1%)	△13.7%	7,267 (33.7%)	△15.5%	7,351 (34.2%)	1.2%	6,901 (33.7%)	△6.1%
第三次産業 就業人口比率	12,624 (52.4%)	3.4%	13,116 (56.6%)	3.9%	12,621 (58.6%)	△3.8%	12,645 (58.8%)	0.2%	12,182 (59.6%)	△3.7%

（※就業人口総数に分類不能人数が含まれているため、各産業比率の合計が100%となりません。）

(3) 市町村行財政の現況

令和2年度決算では、財政力指数0.32、経常収支比率84.8%と、改善傾向にあるものの依然として依存財源の占める割合が高い状況が続いています。その依存財源である普通交付税については、令和元年以降、合併に伴う財政上の特例措置がなくなったことなどにより、さらに厳しい状況となっています。

また、本市では、合併後新市建設計画に基づき「合併特例債」等を活用してハード整備を進めてきましたが、平成18年度決算において「実質公債費比率」が18%を超えたため、起債協議制度に移行後において起債許可団体となり、平成19年度に「公債費負担適正化計画」を策定しました。計画的に財政運営を行ってきた結果、平成25年度決算ではこの比率が16.8%となり、起債許可団体から脱却し同意団体へと移行しました。なお、令和2年度決算においては同比率が12.4%とさらに低下していますが、今後も事業の必要性や効果を精査し、支出の抑制に努めるとともに、収支の状況や将来世代への負担をより一層考慮し、公債費負担の管理を計画的に進めます。加えて、企業・特別会計への繰出金を圧縮するため、病院事業をはじめとする公営企業の経営健全化を図り、歳入の確保及び経費削減を進めます。

このような厳しい財政状況に対応するため、自主財源の確保に努めるとともに、より効果的で効率的な事業への予算配分を行うなど行財政改革による財政健全化に向けた取り組みを一層進める必要があります。

表2-1 市町村行財政の状況

【単位：千円】

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	33,607,474	31,263,144	30,409,813	33,949,452
一般財源	18,752,104	19,929,001	19,613,026	18,577,693
国庫支出金	1,979,165	3,072,379	2,597,055	7,448,587
県支出金	2,351,169	1,592,373	1,829,192	1,666,067
地方債	6,181,700	3,874,900	2,879,100	2,438,100
うち過疎債	345,600	551,300	221,700	276,900
その他	4,343,336	2,794,491	3,491,440	3,819,005
歳出総額 B	32,459,780	30,264,395	29,178,708	32,548,776
義務的経費	12,572,273	13,531,318	13,032,536	11,259,252
投資的経費	8,781,344	5,676,445	5,415,275	4,889,638
うち普通建設事業費	8,106,362	5,518,307	4,973,211	4,651,280
その他	11,106,163	11,056,632	10,730,897	16,399,886
過疎対策事業費	651,038	1,123,213	885,194	387,225
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,147,694	998,749	1,231,105	1,400,676
翌年度へ繰り越すべき財源 D	97,377	107,305	371,154	163,809
実質収支 C-D	1,050,317	891,444	859,951	1,236,867
財政力指数	0.34	0.34	0.33	0.32
公債費負担比率	25.0	25.9	25.0	17.3
実質公債費比率	-	21.1	13.6	12.4
起債制限比率	11.3	-	-	-
経常収支比率	86.7	85.0	84.6	84.8
将来負担比率	-	132.1	43.8	83.3
地方債現在高	54,333,483	47,171,554	36,293,730	31,311,940

(※平成 16 年 3 月 1 日に町村合併したため、以前の記載はありません。)

表2-2 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	18.1	34.6	45.9	51.8	53.2
舗装率 (%)	21.3	62.3	72.7	81.0	81.9
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	41.9	49.8	51.6	58.6	60.9
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.9	7.7	8.7	6.6	6.8
水道普及率 (%)	57.2	70.8	89.7	99.5	99.6
水洗化率 (%)	-	-	61.2	99.7	75.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	14.8	18.9	18.0	19.3	-

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、清流長良川とその支流に沿った豊かな自然、地域固有の歴史、伝統文化等の地域資源を有しています。地域住民は、これらの恵みや資源を活用した産業の振興に努め、伝統文化を継承し、地域の暮らしを守り続けてきました。また、人口減少や少子化、高齢化等による過疎化が進む中で、生き生きと暮らし続けられる地域を目指し、住民が自ら考え行動する魅力ある地域づくりとともに、都市部との交流の活性化による移住・定住等を推進してきました。

そのような中、今後も続く人口減少、若者の市外流出等による様々な分野の担い手不足や産業の衰退、都市部との格差等を解消し、地域を持続的に発展させるため、本計画は「第3次郡上市総合計画」のまちづくりの5つの基本目標である、

- ・みんなで支え合い、だれもがいきいきと過ごせるまち (子育て・健康・福祉)
- ・伝統と文化を守り、ふるさとを愛する人を育むまち (教育・文化・人づくり)
- ・魅力ある産業を育て、にぎわいが生まれるまち (産業・雇用)
- ・美しい水と緑を守り、快適で安全に暮らせるまち (環境・防災・社会基盤)
- ・人と人がつながり、みんなで未来をつくるまち (まちづくり・地域振興)

とこの方針に基づいて、過疎地域における対策を推進し、各種施策を実施します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

○令和12年度までの人口目標

	令和2年度（現状）	令和12年度（目標）
市の総人口	38,997人	32,000人

※令和2年度基準値：令和2年国勢調査人口（10月1日現在）

※令和12年度目標値：郡上市総合計画目標値

○令和12年度までの財政力目標

	令和6年度（現状）	令和12年度（目標）
一人当たり 課税対象所得	3,055千円	4,343千円

※令和6年度基準値：総務省「市町村税課税状況等の調」を元に算出（総所得金額÷納税義務者数）

※令和7年度目標値：令和6年度の前年度比（106.04%）を令和12年度まで持続

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、総合計画と整合性を図っており、毎年度実施する行政評価や行政改革推進審議会（外部評価委員会）による行政点検及び審査を実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に掲げる基本方針や、施策及び事業のうち公共施設に関するものについては、郡上市公共施設等総合管理計画及びその実施計画である公共施設適正配置計画との整合性を図りながら実施します。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

<現況と問題点>

- ・少子高齢化や過疎化により地域コミュニティの活力が低下しているため、都市部からの移住を促進することで、人口減少の抑制と地域活性化を図る必要があります。しかし、全国の自治体が同様に移住者の獲得に取り組んでいるため、市独自の魅力を発信し、移住を希望する人を選んでもらうための対策が必要です。
- ・都市部から地域活動に従事してもらう地域おこし協力隊等の活用促進に向けた地域、団体等への普及啓発と、隊員募集における効果的な情報発信が必要です。
- ・地域の魅力向上や持続可能な地域づくりのため、本市出身者やファンなど、市外に住んでいながらも郡上に関心を持ち、様々な関わりがある関係人口を増やす取り組みを進めてきましたが、明確な関係人口を把握できていないという課題があります。
- ・人口減少が進み、地域の活力が衰退傾向にある中、次世代の地域を支える人材の育成が求められており、地域を担う人材が高齢化している状況下においては、若者の活力や柔軟な発想力、多様な視点を活かしたまちづくりへの参画が必要となります。本市では、若者のまちづくりへの参画が徐々に進んでいるものの、市全域に広がっていないのが現状です。

<その対策>

○移住・定住の推進

- ・移住相談窓口を設置し、移住や二地域居住など多様化する地方滞在のニーズに応じた情報の提供や地域とのつながりづくりなど、移住前後にわたって支援し、都市住民が本市での暮らしに魅力を感じられる移住・定住の促進を図ります。
- ・地域おこし協力隊の地域活性化に向けた適切な任務遂行のため、受け入れ地域や団体との一層の連携、情報共有を進めます。また、任期満了後の地域定住に向けた支援体制づくりを継続します。

○関係人口の創出

- ・都市部の関係者や団体等のつながりを深め、情報発信やイベントを開催することで、関係人口の増加を図るとともに、本市との継続した関わりを持ってもらう仕組みを構築し、関係人口の数量の把握を図ります。

○幅広い世代が活躍できるまちづくりの推進

- ・若者のまちづくりへの参画を促すため、若者が活躍できる場を創出し、地域課題に積極的にアプローチできる次世代の担い手の育成を図ります。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住・定住推進事業	郡上市	
		地域おこし協力隊派遣事業	郡上市	協力隊派遣 起業等支援補助金
	地域間交流	大都市ネットワーク構築・関係 人口創出事業	郡上市	
	人材育成	若者プロジェクト推進事業	郡上市	
		ひと・まちづくり推進事業	郡上市	

第3章 産業の振興

(1) 農業・水産業

<現況と問題点>

- ・農業については、農道や用排水路などの土地改良施設の多くが老朽化している状況にあり、施設の長寿命化や計画的な維持修繕が求められています。また、ため池の老朽化による漏水や堤体の強度不足により、災害時に下流域へ甚大な被害をもたらす恐れがあります。
- ・高齢化や離農により農業従事者の減少と労働力不足が深刻化する中、条件不利農地を受託する担い手の確保が困難となっています。また、安定した農業経営を継続していくためには、必要な機械・設備整備への支援が必要となっています。
- ・イノシシやニホンザル、ニホンジカなどの有害鳥獣の個体数が増加し、農地を中心とする被害が年々増加傾向にあり、農業従事者の生産意欲の低下や遊休農地の増加などにつながる恐れがあります。
- ・畜産業については、高齢化と担い手不足により畜産農家戸数が減少している中で、持続的な発展を目指すため、規模拡大や生産効率の向上が求められています。また、飼料価格の高止まりが続く、畜産経営が厳しい状況の中で、自給飼料の増産による生産コスト削減が求められています。

<その対策>

○持続可能な農業経営の確立

- ・農地や農業施設などの農業生産基盤の計画的な整備により農業経営の効率化・省力化を図ります。また、ため池改修などを行うことにより災害発生を抑え、農業水利を確保し安定した農業経営を図ります。
- ・スマート農業技術の導入により、農作業の自動化・遠隔化を図り省力効果を高めます。
- ・畜産施設の整備や農機具導入により、飼養規模の拡大や生産効率の向上を図ります。
- ・自給飼料生産機械の導入により、粗飼料自給率の向上と生産コストの削減を図ります。
- ・基幹的共同利用施設の改良整備を支援することにより、農作業効率の向上、低コスト化を図ります。

○農地の保全・有効活用

- ・小学校区単位で地域計画を策定し、農地中間管理事業等を活用して、集落営農組織への転換を図るとともに、これからの農業を担う若い世代の就農を支援します。
- ・有害鳥獣被害対策として、恒久柵の整備や簡易柵、電気柵の設置など、地域住民が実施する防除対策への支援を行うことで鳥獣被害の軽減を図り、耕作意欲の低下防止と遊休農地の解消に努めます。
- ・農村型地域運営組織（農村 RMO）の設立と活動を支援し、急傾斜地など山際の条件不利農地とこれに隣接する里山を保全・活用することで、山村景観の維持及び地域活力の向上を図ります。

(2) 林業

<現況と問題点>

- ・市域の約9割を占める森林は最大の資産であり、木材生産をはじめ森林の様々な価値を有効に活用しながら林業・木材産業を活性化させる必要があります。
- ・近年、森林・林業への関心が薄れ、手入れされず放置されたり、所有者不明、境界が不明瞭な森林が増加しています。
- ・効率的な森林整備に必要な林道網、作業路の密度は、全国平均に比べて低い状況です。
- ・林業の採算性の悪化などにより、森林技術者が減少するとともに、森林所有者の関心が低下しています。

<その対策>

○林業・木材産業の成長産業化の推進

- ・間伐等の森林整備や主伐・再造林など森林資源の循環利用をすすめ、森林の持つ公益的機能の維持・増進と、木材生産量の増大を目指します。
- ・効率的に森林を整備するため、林内路網の整備やICT技術の導入などを進めます。

○森林の新たな価値の創出と担い手の確保

- ・カーボンクレジットの創出や企業との協働による森林づくり活動など、森林の新たな利活用を進めます。
- ・資格の取得や労働安全対策などを支援し、森林技術者の育成確保を進めます。
- ・森林・林業に対する関心を高め、将来の担い手の確保につなげるため、ぎふ木遊館サテライト施設を拠点に木育を推進します。

(3) 商工業**<現況と問題点>**

- ・本市の商業は、近年、大型店などの進出に加え、人口減少及び高齢化による購買力の低下、オンラインショッピングの増加などにも影響を受け、資本力の小さい既存商店等の経営基盤は一層厳しいものとなっています。若手経営者を中心に消費者ニーズの動向を捉えて、郡上独自のブランド品開発に取り組む事業者もある一方で、後継者不足などにより廃業する店舗や空き店舗が増えてきており、経営の合理化や人材育成、空き店舗対策、事業承継対策などが課題となっています。
- ・工業については、これまで白鳥地域や大和地域に工業団地の造成や拡張整備を行い、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道からアクセスの便利な工業団地として、優良企業の誘致を図ってきました。今後は、既存企業の技術向上や経営の強化を図るとともに、新たな産業の創出や、さらなる企業誘致を図り、若者の雇用確保にも取り組む必要があります。
- ・他の産業と同様に、地域外へ流出傾向にある若年労働者の確保・定着化が課題となっています。雇用者と労働者、相互のニーズを的確に把握することや、時代に見合った柔軟な働き方などにも対応した雇用対策が求められています。

<その対策>**○持続可能な地域産業に向けた支援**

- ・地域産業の活性化のために、小規模事業者の経営改善、創業（起業）や事業継承の支援、空き店舗活用の推進など、地域の事業者への支援を充実し、持続可能な地域社会を目指します。
- ・郡上市産業支援センターを核とする総合的な産業支援体制を構築し、行政と関係団体との垣根のない効果的・効率的な事業者支援を行います。

○選ばれる企業づくりと雇用の場の創出

- ・若者の地域定着を促進するため、地元企業に対し、職場環境改善への支援や時短労働等の柔軟な働き方の推進を図ります。
- ・大学等とのインターンシップの推進や雇用対策協議会との連携を強化し、地元企業の魅力発信を行いながら必要な産業人材の確保を図ります。
- ・高速道路網の結節点となる立地を活かし、市内進出や工場増設等を望む企業に対する支援を行い、雇用の場の創出に努めます。

(4) 観光**<現況と問題点>**

- ・近年は、観光客のニーズが多様化しているため、顧客の利便性を高めるための効率的、効果的な情報発信に加え、収集した情報の分析と、分析データを活用した観光戦略の立案、マーケティングを行える人材の育成が求められています。
- ・自然資源や歴史・文化資源、歴史的建造物などの魅力ある地域資源を活用した、体験型・通年型・滞在型観光まちづくりのさらなる推進が求められています。
- ・地域経済と地域社会の活性化のために、（一社）郡上市観光連盟を中心とした観光関連団体と連携し、官民協働の観光地域づくりを継続して進める必要があります。
- ・経済活性化の拠点となる観光施設や道の駅施設、温泉施設の老朽化が進んでいることから、施設の適正な整備と維持管理が必要です。また、施設機能の向上による高付加価値化や競合施設との差別化、訪日旅行者など新たなニーズに対応した施設整備が求められています。

<その対策>

○資源を活かした観光地域づくりの推進

- ・（一社）郡上市観光連盟を中心に観光関係団体との連携を強化し、国内観光キャンペーンやメディアとの連携、国内外誘客事業や複数観光協会との連携事業などを効果的に実施します。
- ・地域資源を活かした通年型観光を推進するために、引き続きデジタルマーケティングを実施しながら、「日本一のおどりの町」づくり、アウトドア体験のブランディングと商品造成、スノーリゾートの形成など、文化・自然・スポーツといった他分野と連携した観光施策を進めます。
- ・市内の観光産業の活性化を図るために、これまでデジタルマーケティング事業で構築してきたデータを活用し、客観的なデータ分析による顧客へのアプローチの実施や会員事業者とのデータ分析結果の共有、観光連盟が所有するシステムを活用した誘客・消費促進など、関係団体や市内事業者と連携を図りながら、売り上げ増加に向けた仕組みの確立を目指します。

○観光客の受け入れ環境の整備

- ・観光客から目的地として選ばれる長期滞在型の観光地とするために、歴史的な街並みや景観を維持・保全するとともに、ニーズ調査に基づいた宿泊施設への整備支援やオーバーツーリズム対策に取り組めます。
- ・観光施設や道の駅施設、温泉施設については、老朽化した設備の更新や機能向上に資する設備更新、改修と、顧客のニーズを捉えた効率的・効果的な運営を行います。

(5) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	過疎対策土地改良事業	郡上市	
		県単独土地改良事業	郡上市	
		県営中山間地域総合整備事業	岐阜県	
		県営ため池整備事業	岐阜県	
		団体営土地改良事業	郡上市	
		強い畜産構造改革支援事業	郡上市	
		自給飼料生産基盤拡大緊急支援事業	郡上市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		街なみ環境整備事業	郡上市	道路美装化、水路整備
	観光施設整備事業	郡上市	・郡上八幡ホテル積翠園 ・城下町プラザ ・郡上八幡旧庁舎記念館 ・郡上八幡駅舎 ・郡上八幡博覧館 ・郡上八幡城 ・ぎふ大和パーキングエリア ・石徹白交流促進センター ・ひるがの湿原植物園 ・あやめ沢湿原公園 ・フォレストパーク 373 ・粥川バンガロー ・小川きのり ・和良川公園オートキャンプ場 ・大月の森公園キャンプ場	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		道の駅施設整備事業	郡上市	・道の駅古今伝授の里やまと ・道の駅清流の里しろとり ・道の駅白山文化の里長滝 ・道の駅白尾ふれあいパーク ・道の駅大日岳 ・道の駅美並 ・道の駅明宝 ・道の駅和良（和良運動公園）
		温泉施設整備事業	郡上市	・やまと温泉やすらぎ館 ・湯の平温泉 ・明宝温泉湯星館
		伝建地区環境整備事業	郡上市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	観光	観光協会活動事業	郡上市	
	観光地域づくり推進事業	郡上市		

(6) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
郡上市	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(1)(9)(10)のとおり

(7) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、本市の産業の振興に資する施設を、「産業振興施設」と「観光・保養施設」に大別して掲載しています。

このうち、産業振興施設は、「地域産業の活性化により特産品や雇用を生むために市が設置した施設で、今後は市の産業振興ネットワークの拠点施設を除き、民間事業者等への譲渡や指定管理を進める施設分野」とし、「産業施設」、「農業施設」、「畜産施設」に分類、また、観光・保養施設は、「観光立市実現のための拠点、あるいは市民や観光客の保養や観光資源をPRする場として市が設置等をした施設で、今後はシンボリックな施設を除き、民間事業者等へ譲渡や指定管理を進める施設分野」として、「観光施設」と「保養施設」に分類し、それぞれ次のとおり管理方針を定めています。

【産業振興施設 - 産業施設 -】

- 地域特産品などの販売を主として、事業者の生産活動等によって収益を上げている施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しながら、事業の実施内容や経営状況、その他第三者に及ぶ諸条件等を精査した上で、可能な施設については、早期に現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。
- 市の産業振興ネットワークの拠点となる施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化します。

【観光・保養施設 - 観光施設-】

- 観光施設は、地域の活性化や観光振興・産業振興、また地域内外の交流の場としての役割を果たしており、施設の設置目的や運営形態に応じて、商業的な運営により収益性が高い施設と、公共性が高く収益を見込みにくい施設に区分できます。このうち、収益性の高い施設は、現在の指定管理者を中心に譲渡を進めます。
- 収益性が高い施設でも諸条件による制約で譲渡が困難な場合や、収益が見込みにくい施設については指定管理者制度等の公設民営方式を継続します。

【観光・保養施設 - 保養施設-】

- 保養施設は、温泉施設や宿泊施設などが主であり、既に民間でもサービスが提供されている施設であることから、原則として民間への譲渡を進めます。

なお、産業振興施設として分類はしていませんが、公共施設等総合管理計画において公衆衛生施設に区分する公衆便所については、公衆衛生の機能はもとより、観光客等の利便性を高める施設であるとの観点から、具体的な方針の中で「公衆便所は、近隣の公共施設、特に道の駅、公園便所との位置関係を見ながら、適正配置を行います。」としています。

また、農業や林業を振興するためのインフラに関しては、公共施設等総合管理計画において次の管理方針としています。

【インフラ系施設 - 道路-】

- その他の市道や、舗装済みの農道、林道等については、道路パトロールや巡視による日常点検を実施しながら、ひびわれ、わだち掘れ箇所等の把握を行い、事後保全により対応していきます。
- 未舗装の農道、林道等は、受益地区による日常的な点検を実施しながら、必要に応じて事後保全により対応していきます。

【インフラ系施設 - その他の土木インフラ (ため池・堰等)-】

- 頭首工等の固定堰及び水路等については、受益地区を中心とした日常的な点検を行うとともに、計画的な整備と保守管理を実施していきます。
- 揚水機や可動堰は、定期的なメンテナンス等を行い長寿命化に努め、維持管理コストの縮減とともに更新費用の平準化を図ります。

第4章 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設

<現況と問題点>

- ・ 広大な面積を有する本市では、市内の市道、農道、林道の改良整備等を年々進めていますが、幅員の狭隘な道路は未だに多く存在し、交通量の増加、車両の大型化に対処できておらず、整備促進が望まれています。特に北部地域の道路では、冬季の除雪、山あいを貫く道路では、斜面からの落石・倒木などの危険性があります。また、老朽した橋梁の修繕や架け替えを伴う更新など数多くの課題があります。
- ・ 市道については、狭隘区間や法面等危険区間、舗装の劣化区間が数多く存在するため、安全な交通を確保することが求められています。また、橋梁施設、トンネル施設は5年に1回定期点検を行っており、施設の長寿命化や計画的な維持修繕が求められています。
- ・ 農道については、農道橋の架設より年数が経過しており、耐震性能が低いことから、地震時に落橋等が発生する恐れがあります。
- ・ 林道については、高性能林業機械の導入を見据えた計画的な林道整備が必要です。なお、一部の林道整備事業は受益者負担金を伴うため、地域の理解が必要です。また、林道の開設から年数が経過しており、重要構造物である橋梁の点検結果において、判定が不良なものが確認されています。
- ・ 除雪委託業者の減少により除雪体制が脆弱化し冬季の円滑な交通の維持が課題となっています。
- ・ 市内の県管理道路については、狭隘区間や法面等危険区間が数多く存在するため、危険箇所の解消を図り安全な交通を確保することが求められています。

<その対策>

○適正な維持管理と改良整備による長寿命化

- ・ 本市の幹線道路は、広域間・地域間の交流や経済活動を支え、災害時におけるライフラインとしても欠かせないものであるため、移動時間の短縮、移動・輸送コストの縮減のための整備を促進します。
- ・ 市道をはじめとした身近な生活道路は、市民の日常生活を支える重要な道路であることから、長寿命化を見据えながら維持管理及び改良整備に努めます。また、冬季の除雪対策として、計画的に除雪機械の更新を行います。
- ・ トンネル及び橋梁等の既存の社会基盤を安全に使用するために策定した長寿命化修繕計画について、定期的な見直しを実施するとともに、トンネル・橋梁の法定点検を5年に1回実施し、重大な損傷が起こる前に修繕する予防保全管理により、適正に維持管理します。
- ・ 広域農道、広域林道などの路線は、国道、県道などの災害時の代替え路線としての重要な役割があります。災害に備えた各種強靱化対策事業により、倒木、落石対策を実施し、道路の安全性を向上します。

(2) 交通手段

<現況と問題点>

- ・ 本市は谷筋に集落が点在している地理的特徴があるため、日常生活における移動手段として自家用車への依存度が高く、路線バスや自主運行バスを利用する割合は非常に低いという状況です。
- ・ 高齢化が進むバスや民間タクシー乗務員の確保、路線バスや自主運行バスではカバーしきれない交通弱者への対応が課題となっています。
- ・ 長良川鉄道の鉄道施設や鉄道設備は、施設・設備の老朽化や物価高騰の影響により、修繕費用を含む維持管理費が増加傾向にあります。加えて中山間地域の過疎化、少子化に伴い、利用者数の維持も困難な状況です。

<その対策>

○公共交通の維持と利便性の向上

- ・これからの公共交通は、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、協力し合いながら確保・維持・改善を図っていくことが欠かせないことから、自主運行バスの運行とともに、路線バスへの運行支援を行うほか、スクールバスとの混乗や、高校通学や高齢者の通院など、利用者の需要に応じて運行ダイヤや運行ルート、停留所を見直すなど、地域の実情に合わせた運行形態への転換を図り、効率的な運行に努めます。
- ・自主運行バスの安心・安全な運行のため、車両更新計画に基づき、バス車両の大きさの適正化を図りながらバス車両の更新を行います。
- ・福祉有償運送や地域住民によるボランティア移送など、民間主体による移動手段確保への支援を行います。
- ・長良川鉄道については、観光客のさらなる利用増加を目的とした企画列車等による利用促進を図り、高齢者等の長距離移動が困難な方の移動手段の確保に努めます。また、安全で安心な鉄道運行を維持するため、沿線市町と連携し、鉄道事業者への支援や経営体制の検討を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	過疎対策道路整備事業	郡上市	
		社会資本整備総合交付金事業	郡上市	
		道整備交付金事業（市町村道）	郡上市	
	橋梁	道路メンテナンス事業	郡上市	
		その他	社会資本総合整備交付金事業（再掲）	郡上市
	(2) 農道			
		県営農道施設強化対策事業	岐阜県	
	(3) 林道			
		県単独林道整備事業	郡上市	更新・改良
		過疎対策林道整備事業	郡上市	更新・改良
		道整備交付金事業（林道）	郡上市	更新・改良
		農山漁村地域整備交付金事業	郡上市	更新・改良
	(5) 鉄道施設等			
	鉄道施設	鉄道施設老朽化対策事業	郡上市	
		鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	郡上市	
	(6) 自動車等			
	自動車	自主運行バス車両整備事業	郡上市	大和ふれあいバス 美並巡回バス 奥住線
	(8) 道路整備機械等			
		除雪機器整備事業	郡上市	
(10) その他				
	県営道路改良事業	岐阜県		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路や橋梁など、道路交通の利便性を高めるためのインフラに関しては、公共施設等総合管理計画において次のとおりの管理方針としています。

【インフラ系施設 -道路-】

- 緊急輸送道路等の主要路線は、道路を走行しながら老朽化状況等を把握する「路面性状測定車」等を用いて調査を行い、計画的な予防保全を実施し維持管理コストの縮減や更新費用の平準化を図ります。
- その他の市道や、舗装済みの農道、林道等については、道路パトロールや巡視による日常点検を実施しながら、ひびわれ、わだち掘れ箇所等の把握を行い、事後保全により対応していきます。
- 未舗装の農道、林道等は、受益地区による日常的な点検を実施しながら、必要に応じて事後保全により対応していきます。

【インフラ系施設 -橋梁-】

- 橋梁については、予防保全による維持管理を行い、長寿命化とともに更新費用の平準化を図ります。
- 市内に存在する橋長2m以上の市道橋871橋については、平成26年度を初年度とする橋梁点検を、岐阜県橋梁点検マニュアルに基づき実施します。
- 橋梁点検の結果を受けて、構造物の機能に支障が生じる可能性が高い橋梁については早期に修繕等を実施するとともに、市道橋全橋における計画的な橋梁修繕のための「郡上市橋梁長寿命化修繕計画」及び「郡上市道路橋梁維持管理個別施設計画」を更新していきます。
- 林道橋、農道橋についても、点検を実施するとともに計画的な修繕等を進めます。

【インフラ系施設 -その他の土木インフラ（トンネル）-】

- トンネル等の土木インフラについては、予防保全による維持管理を行い長寿命化とともに更新費用の平準化を図ります。
- トンネルは、5年に1回の点検を計画的に実施していきます。また、全トンネルにおける計画的な修繕のための「郡上市道路トンネル維持管理個別施設計画」を更新していきます。

第5章 生活環境の整備

(1) 上下水道

<現況と問題点>

- ・本市では、簡易水道の統廃合を積極的に推進し、安全で安定した水道水の供給に努めてきました。本市の水道事業の管路総延長は、約900kmに及び、そのうち法定耐用年数（40年）を超過した管路延長は129kmとなっています。また、脆弱で漏水の原因とされる铸铁管（CIP）は、1.0km程度ですが、耐震性の低い塩化ビニル管（VP等）は約560kmと、管路総延長の約62%を占めています。これらの老朽管及び非耐震管に関しては、計画的に更新を行っていく必要があります。
- ・八幡市街地を給水区域とする八幡上水の水道水汚染防止対策及び、降雨時に発生する原水の濁りに対する対策が課題となっています。
- ・浄水場における運転制御装置（PLC）等の設備は、経年劣化による異常が多発しており、重大な故障が発生した場合、水道水の安定供給に大きな影響を及ぼす恐れがあります。
- ・本市の下水処理施設は、近年の人口減少等により処理区域内人口が減少しており、処理場の能力に余剰が発生しています。加えて、施設の老朽化に伴う大規模な更新整備も必要となっていることから、処理機能の効率化と維持管理費及び施設整備費の最小化に向けた見直しが必要です。
- ・特定環境保全公共下水道の老朽化が進む中、優先度を定めて効率的に事業を実施する必要があります。特に電気計装や機械機器類の老朽化が著しく更新を進める必要があります。また、耐震基準を満たしていない施設があるため、耐震補強が必要です。
- ・農業集落排水施設では、機能診断の実施により施設整備の優先度を決定したため、令和3年度から施設の機能強化に着手しています。
- ・下水処理施設を利用できない地区では、合併浄化槽の整備を進め、快適で衛生的な生活環境の確保と自然環境の保全に努めていますが、私有地への設置に伴い、所有者との調整や手続きが必要となります。

<その対策>

○水道施設の適正な維持管理と改良整備による長寿命化

- ・水道の安定供給と耐震性向上のため、布設後40年以上経過した老朽管の耐震管更新整備及び10年以上経過した計装設備の更新整備を行います。
- ・市内の病院、避難所等の地震時に給水優先度が高い施設への給水を確保するための管路の耐震管整備を行います。
- ・八幡上水地区の主要水源の1つである犬啼水源にろ過設備を設置し、汚染リスクのある指標菌対策を行います。
- ・浄水場の運転制御に不可欠な運転制御装置（PLC）の更新を計画的に進めます。

○下水処理施設の規模や管理の最適化と経営の健全化・安定化

- ・下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするため、下水処理区の統廃合による事業のスリム化を実施し、経営の健全化・安定化を目指します。
- ・長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設管理の最適化を目指します。
- ・総合地震対策事業に基づき、処理場の耐震化を実施します。
- ・最適整備構想に基づき、農業集落排水施設（管路施設・処理施設）の機能強化対策を図ります。
- ・生活排水対策を促進する必要がある地域において、合併浄化槽の計画的な整備を図ります。

(2) 廃棄物処理・環境衛生

<現況と問題点>

- ・地域から排出されるごみやし尿等の処理については、郡上クリーンセンター、郡上北部クリーンセンター並びに郡上環境衛生センター等で行われていますが、近年、人口減少や環境意識の向上など

により、ごみの量やその種類は減少しつつあるものの、ごみ性状の変化等によりごみ処理の効率悪化が進んでいます。

- ・循環型社会構築のため、ごみの減量化・再資源化運動を展開し、循環型の処理を進める必要があります。
- ・廃棄物処理施設の老朽化が進む中、施設の整備費用や維持管理費用が物価高の影響で増大することが見込まれるため、近隣自治体と連携したごみ処理の広域化を進める必要があります。しかしながら、広域化が実現するまでの間に、郡上クリーンセンターが耐用限界を迎えることが見込まれていることから早期に可燃ごみを集積・運搬する中継施設の新設や運搬車両が必要となります。
- ・ごみ収集車両や、廃棄物の運搬等に使用する車両を複数所有していますが、経年劣化による不調や修繕が多く発生している状況であり、計画的な車両更新が必要となっています。
- ・本市の環境衛生の向上及びその他公共の福祉向上を図る施設として、八幡地域に南部地域（八幡、美並、明宝、和良）を対象とした南部斎苑、白鳥地域に北部地域（大和、白鳥、高鷲）を対象とした北部斎苑を設置しています。平成 19 年に建設した南部斎苑は施設の老朽化等により大規模修繕が必要となっています。平成 29 年に建設した北部斎苑は、長期的に使用していくために火葬炉等の機械設備の定期的な修繕を行っていく必要があります。

<その対策>

○廃棄物の削減とリサイクルの推進

- ・可燃ごみ処理に係るコストの削減や限りある資源を有効に活用していくために、ダンボールコンポストによる生ごみの堆肥化や、分別の徹底によるリサイクルを促進し、可燃ごみの減量を目指します。

○適正かつ合理的な廃棄物処理の体制づくり

- ・財政を圧迫する施設運営の効率化を図るために、広域化による廃棄物処理体制の確立を目指します。また、広域化の運用開始までに廃棄物運搬の中継施設建設と運搬車両の整備を早期に進めます。
- ・今後も継続して運営する廃棄物処理施設、最終処分場等については、計画的な施設整備と適正な維持管理に努めます。
- ・一般廃棄物の運搬を適正に実施できる体制を整えるために、車両配置計画に基づいて、ごみ収集車両を計画的に更新します。また、職員の安心安全な作業環境の確保のため、廃棄物処理施設で搬入物及び有価物の運搬や破碎した可燃物の積み込み作業に使用する車両を更新します。

○斎場施設の規模や管理の最適化

- ・斎場施設について、南部斎苑と北部斎苑の 2 施設体制を維持し市内の火葬業務を円滑に行っていくため、火葬炉等の機械整備の定期的な補修を行うとともに、予防保全を含めた計画的な改修により、長寿命化を図る必要があります。

(3) 消防・救急・防災

<現況と問題点>

- ・本市の常備消防は、八幡地域に全市的な指令機能と主に市域の南部を管轄する郡上市消防本部・郡上中消防署を、白鳥地域に主に市域の北部を管轄する郡上北消防署を配置しています。また、美並地域に郡上中消防署南出張所を、和良地域には和良庁舎に併設する郡上中消防署東詰所を配置し、市域南部の消防防災機能を補完しています。近年は、消防本部庁舎をはじめとした消防庁舎設備の老朽化が進んでいます。
- ・近年発生する災害は、多種多様化、大規模化しており求められる災害対応能力は大きくなっているため、必要な資機材や消防車両、救急車両等の計画的な更新を進めるとともに、消防職員の確保と人材育成を進める必要があります。
- ・広大な面積を有する本市では、火災時の初期消火や災害時の人命救助などについては、地域に精通し、素早い初動体制がとれる消防団の活動が地域の安心・安全を担っていますが、人口減少や消防団活動の負担により新入団員の確保が困難となっており、消防団の組織再編や活動の見直しが課題となっています。

<その対策>

○常備消防の強化と充実

- ・近年、全国各地で多発する地震や豪雨による災害に即応できるよう、救助隊員・救急隊員の適正配備に努めるとともに、消防車両、資器材等の充実と、消防施設の計画的な改修を行い、消防防災機能の維持に努めます。
- ・災害時に迅速な対応ができるよう、DX ツール等を活用しながら効果的な情報伝達体制の確立を進めます。

○非常備消防の強化と充実

- ・消防団員の確保に努めるとともに、消防団の組織再編や活動の見直しを進めるなど、地域の現状に即した防災体制の整備を図り、地域防災計画についても随時見直していきます。
- ・消防設備については、老朽化した消防団車両、消防小型動力ポンプ等の設備器具を計画的に更新します。また、水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備を進め、地域消防力の強化に努めます。

(4) 災害対策

<現況と問題点>

- ・市内には土砂災害特別警戒区域等が多くあり、集落、避難所、学校等の重要施設が密集している地区も含まれていることから、豪雨等による急傾斜地の崩壊や落石、土石流や地滑りなどによる土砂災害への対策事業が急がれています。また、点在している対象戸数の少ない危険地区については、市が事業主体となって計画的な整備を進める必要があります。

<その対策>

○災害に強い住環境の整備

- ・効果的に急傾斜地の崩壊などの山地災害を防止するため、県が事業主体となる事業に協力するとともに、点在している対象戸数の少ない危険地区については、国や県の地区指定による補助事業制度を活用し、県と市が連携して優先順位を定め、施設の設置のほか、急傾斜地の崩壊などを防ぐ対策工事や老朽化対策工事を進めます。

(5) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	高度浄水施設整備事業	郡上市	
		緊急時給水拠点確保等事業	郡上市	重要給水施設配水管
		生活基盤近代化事業	郡上市	基幹改良
		浄水場 PLC 更新事業	郡上市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	下水道総合整備事業	郡上市	
		ストックマネジメント事業	郡上市	
		総合地震対策事業	郡上市	
	農村集落排水 施設	団体営農業集落排水事業	郡上市	
その他	特定地域生活排水処理合併浄化 槽設置事業	郡上市		

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
	(3) 廃棄物処施設				
	ごみ処理施設	廃棄物処理施設整備事業 (廃棄物処理施設集約化)	郡上市	郡上クリーンセンター	
		廃棄物収集運搬車両整備事業	郡上市	資源ごみ収集車	
		廃棄物処理施設車両整備事業	郡上市	郡上北部クリーンセンター	
	(5) 消防施設				
		消防車両整備事業	郡上市		
		消防施設整備事業	郡上市		
	(8) その他				
公共急傾斜地崩壊対策事業		郡上市			

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境に直結するインフラである上下水道施設については、公共施設等総合管理計画において次のとおりの管理方針としています。

【上水道施設（簡易水道含む）】

- 今後も安全な水道水を安定的に供給する必要があるため、引き続き「郡上市水道事業ビジョン」に基づいた管路の耐震化とともに、計画的な更新と適正な維持管理を行います。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。
- 今後の人口推移や水道施設の利用需要を予測しながら、必要に応じて施設の統廃合を進めます。

【下水道施設】

- 今後の人口の推移と下水処理施設の処理能力を勘案し、管路のつなぎ換え等により効率的な施設運営を行います。
- 維持管理費及び更新投資の抑制を目的に、農業集落排水事業等の特定環境保全公共下水道事業への統合整備事業を進めます。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。

また、公共施設等総合管理計画では、生活環境の整備に関する公共施設を次のとおり分類し、それぞれ管理方針を定めています。

廃棄物処理・環境衛生に関する施設は、公衆衛生施設に区分し、「市民が衛生的な環境で生活するための拠点として、需要と供給や維持管理コストを考え、市が適正配置を考える施設分野」として位置付けています。

消防・防災・救急に関する公共施設については、行政施設に区分し、「行政運営や危機管理の拠点として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野」とし、さらに常備消防や救急については「庁舎等」に、非常備消防である消防団等の拠点となる詰所等は「防災関連施設」として整理しています。

【公衆衛生施設 - 衛生施設 -】

○衛生施設については、当面既存施設を長寿命化し維持しながら、将来的には集約化を図ります。

【公衆衛生施設 - 斎場施設 -】

○斎場については、将来的に南北の2箇所を拠点施設として集約します。

【行政施設 - 庁舎等 -】

○南北の消防防災の拠点である「市消防本部・郡上中消防署」及び「郡上北消防署」は維持します。また、消防設備や資器材の計画的な更新、消防防災活動に従事する職員の能力向上等により、消防力の強化を図ります。

【行政施設 - 防災関連施設 -】

○市民の生命、財産を守る消防団詰所及び消防ポンプ庫等の防災関連施設は、基本的に継続しますが、消防団を取り巻く環境の変化を考慮し、消防団員の確保対策や組織、機能・施設のあり方などについて関係者と協議を進めながら集約化等を図ります。

第6章 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

<現況と問題点>

- ・市は日本一住みたいまち、子育てしやすいまちの実現を目指す「郡上っ子応援宣言」を発表しています。誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世帯への経済的支援、女性が働きながら安心して妊娠・出産・子育てができるような環境の整備、ひとり親家庭や配慮が必要な子育て家庭への支援など、子どもとその家庭の状況に応じた支援の充実を図ってきました。
- ・子どもを健やかに育てていくために、家庭、保育園、幼稚園、認定こども園、企業、行政が一体となり、地域全体で子どもや子育てを見守り、寄り添い、支え合う取り組みが求められています。核家族化の進行や子育て世代における地域のつながりの希薄化により、子育てに対する様々な負担や不安が顕在しており、子育て支援の量的拡充と質的改善が必要となっています。
- ・幼保施設の利用料や各種子育て支援事業の利用料、就学後にかかる学校教育費用など、子育てにかかる経済的負担は非常に大きくなっており、負担軽減の対策が必要です。
- ・保育施設は、近年の出生率の低下などにより乳幼児数は減少しているものの、核家族の増加や共働き世帯の増加により保育に対する要望は多様化しており、利用者のニーズに合わせた対策が求められます。
- ・対象乳幼児数の推移を考慮し、保育需要の変化に即した安全で安心な保育環境の整備と保育内容の充実を図ることが求められているため、地域の実情を踏まえた保育環境の整備を行う必要があります。
- ・放課後児童クラブは、児童数の減少に伴い、利用者数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や就労状況の多様化に伴い、需要が高まっていることから、より質の高いサービスの提供が求められています。
- ・本市には4つの児童館があり、工作や絵本の読み聞かせなど、遊びの指導を通じながら親同士の交流を図っています。また、大和地域では「大和子どもセンターバンビ」が民間団体により運営されています。児童館がない地域では、定期的にサロンを開催し、親子の交流や子育て相談などを実施しています。子どもの減少に伴い、利用者も減少傾向ですが、地域とのつながりの希薄化など社会情勢の変化などにより、子育てに不安を抱える世帯の増加が懸念されるため、子育て交流や学習の機会を充実する必要があります。

<その対策>

○子育て支援の充実と子育てと仕事の両立への支援

- ・行政・市民・関係機関が一体となって、子ども家庭センター事業等、子育て支援の充実を目的とした事業を実施し、相談・支援体制を強化します。
- ・市内にある児童館やほっとサロンでは、親子交流、子育て相談及び子ども達の遊びの充実を図るとともに、民間の子育て支援団体の活動への支援を行います。
- ・近年の女性就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、共働き世帯が増加し、保育のニーズはますます高まっているため、延長保育や一時預かり、低年齢児保育など、保育体制の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブについては、支援員研修会の開催や実施主体へ運営助成を行い、より質の高いサービスの提供を行うとともに、今後の学校再編を見据えた体制の見直しを順次行っていきます。
- ・乳幼児と小中学生及び高校生等の通院及び入院の医療費を窓口無料化する福祉医療費助成など、子育て世代への経済的支援を継続的にを行います。

○児童福祉施設の適正な運営管理

- ・乳幼児数が減少する中でも、地域の実情に合った良好な保育環境を提供するために、統廃合を視野に入れた公立保育園の適正な施設整備や、私立保育園・認定こども園の運営や整備に対する支援を行うなど、各児童福祉施設の適正な運営管理に努めます。

(2) 高齢者の保健・福祉

<現況と問題点>

- ・住民基本台帳による本市の高齢化率は、令和7年4月現在で39.4%となっており、全国平均を大きく上回り、超高齢社会の真ただ中にあります。
- ・本市では、高齢者の社会参加促進のため、シニアクラブ活動やシルバー人材センターの運営に対する支援を実施しています。また、介護予防の推進のため、「ミニデイサービス」や「家事サポートサービス」、「配食見守りサービス」等のサービス事業や、「元気アップ教室」「フレイル予防教室」などを実施するとともに、地域で介護予防を推進するリーダーを育成するなど、地域全体で介護予防を展開しています。さらに、支え合いの地域づくりを進めるため、生活支援コーディネーターを配置し、担い手の育成及び組織化に向けた支援を行っています。
- ・認知症高齢者等の安全対策として、市と民間事業者とで見守り連携協定を締結しています。また、認知症に関する早期対応の体制づくりとして、「認知症初期集中支援チーム」を設置するとともに「認知症地域支援推進員」を配置し、交流の場として「認知症カフェ」を市内各所で開催しています。
- ・ひとり暮らし高齢者世帯が年々増加しており、買物困難者対策や、移動支援等、高齢者を地域で支える仕組みづくりが必要となっています。現在、NPO 法人等による福祉有償運送や高齢者生活支援などの活動が始まっていますが、運営が厳しく、活動を支援する必要があります。
- ・市内の介護施設については、介護職員の高齢化や求職者数の減少等により、人材不足が今後一層危惧されます。そのため、多様な生活支援の担い手の確保が必要です。介護サービスを有効に提供しつつ、高齢者自らが経験や知識を活かして高齢者を支える活動に参加する機会を増やすなど、地域でお互いが支え合うことができるようにしていく必要があります。
- ・郡上偕楽園については、これまで複数回にわたる河川増水時の避難を経験しており、防災上の懸念が高まっています。近年の異常気象による想定外の豪雨も多発しているため、同じ地域内の安全な場所へ移転することとしています。
- ・市内のデイサービスセンターについては、建築から20年以上経過したものが多く、設備の故障が頻繁に起こっているため、高齢者に継続的に安全にサービスを提供していくとともに、効率的に運営できるよう施設や設備の更新を行う必要があります。

<その対策>

○地域包括ケアシステムの推進

- ・地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を図り、介護・福祉・保健・医療に関する総合相談を積極的に実施し、常に市民の立場に立った質の高いサービスの提供に取り組みます。

○高齢者の自立と活躍の推進

- ・高齢者が心身ともに健康で自立して暮らし続けられるよう、介護予防体操の普及やフレイル予防教室を実施するとともに、住民主体の通いの場での取り組みが継続するよう、リハビリ専門職等が支援をするなど、地域ぐるみの介護予防を推進します。
- ・元気で活動的な高齢者が、地域社会の中で活躍できる環境づくりとして、シニアクラブの活動支援やシルバー人材センターの運営支援を引き続き実施します。

○高齢者の暮らしを支える仕組みの充実

- ・サポートが必要な高齢者に対して、高齢者の生活を支えるサポーターの養成や在宅介護に対するサービス、買い物や移動の支援などを充実します。
- ・介護職員初任者研修の受講修了者に対する助成や、郡上北高校の介護職養成コースの運営支援、介護サービス事業所就職者への奨学金返還支援などを行い、不足する介護人材の確保に努めます。
- ・デイサービスセンターは、在宅要介護高齢者数の減少により需要が低下してきていることから、指定管理者制度導入施設の見直しを行います。また老朽化が進む施設については、計画的な設備の更新を行うことで安全に利用できる環境を整えます。

- ・郡上偕楽園については、防災上の観点から同じ大和地域の安全な場所に移転整備を行います。今後の利用者ニーズを視野に入れた施設規模に見直すとともに、廃校となった校舎の有効活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育園施設整備事業	郡上市	公立保育園
	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	郡上偕楽園移転整備事業	郡上市	
		老人福祉施設整備事業	郡上市	デイサービスセンター
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	乳幼児医療費助成事業	郡上市	
小中学生・高校生等医療費助成事業		郡上市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、保健福祉施設を「子育て支援や生きがいづくり、生活支援など市民生活や福祉を支える場であり、市と民間事業者等が役割分担をしながら適正配置を考え、サービスの維持・向上を図る施設分野」として位置付け、次のとおり管理方針を定めています。

【高齢者支援施設】

- 高齢者の生きがいの場や機会、介護予防のための役割を果たす施設であり、高齢者の移動の困難性から、設置主体（市又は民間）に関わらず、一定の近接性を考慮した施設配置とします。
- 介護サービス事業により運営する施設については、民間の参入が進んでいることに鑑み、将来的な高齢者人口の減少予測と利用者ニーズを踏まえながら、市の役割を明確にした上で、統廃合、民間への譲渡を検討します。
- 民間への譲渡になじまない施設は他施設との複合化を進めます。

【保育・子育て支援施設】

- 子育て支援に関する施設は、公立と民間が提供するサービスの必要性や内容、コスト等を比較し、地理的な状況を踏まえた上で、役割分担の明確化を図ります。その上で、設置主体及び方法、配置のあり方について、民間活力の活用を含め検討します。
- 今後も継続する施設については、予防保全を含めて計画的に改修し、長寿命化を図ります。

第7章 医療の確保

(1) 地域医療体制の充実

<現況と課題>

- ・本市の令和4年末の医療施設に従事する人口10万人当たりの医師数は202.1人であり、岐阜県の208.0人や全国の274.7人と比較しても少ない状況が続いており、医師の確保が深刻な課題となっています。市内の公立医療機関においては、必要な地域医療を確保するため、岐阜大学医学部や県への医師の派遣要請を行うなど医師の確保に努めていますが、医師の高齢化や、薬剤師、助産師、看護師、介護職をはじめとした医療従事者の不足も深刻化しています。
- ・市街地に医療機関が集中していることから、医療機関の市街地と周辺部の偏在を緩和するための医療体制が求められます。そのため、中長期的に持続可能な地域医療体制をつくる仕組みとして、国保白鳥病院を基幹病院として平成27年4月から「県北西部地域医療センター」を立ち上げたほか、令和2年4月からは地域医療連携推進法人県北西部地域医療ネットがスタートし、市域を超えた包括的な病々連携、病診連携の強化を図っています。
- ・全国的な問題となっている公立病院の経営状況の悪化は、本市の公立病院でも同様に深刻な局面を迎えています。病床稼働率の低下に加え、近年の物価高騰と人件費の上昇などにより、収益とコストのバランスが悪化しているため、その改善に向けた病院経営の抜本的な見直しを進めています。

<その対策>

○地域医療の確保・充実

- ・慢性的に不足している医師確保を最優先課題として捉え、岐阜大学医学部附属病院など、中核医療機関からの医師派遣の維持・推進を図るとともに、地域医療を志す研修医の受け入れやへき地医療研修の開催など、引き続き次世代の地域医療を担う人材育成に努めます。
- ・限られた医療機関及び医師数で地域医療を守るため、郡上市民病院と県北西部地域医療センター国保白鳥病院及び診療所群のさらなる協力・連携強化を進めるとともに、医療施設や医療機器の整備によって、質の高い医療サービスの提供と維持を図ります。また、公立医療機関と市内医療機関との役割分担と連携を進めます。

○公立病院の経営改善

- ・公立病院については、国が示す「新公立病院改革ガイドライン」に沿って策定する新改革プランに基づいた経営の効率化、再編・ネットワーク化と、地域医療構想を踏まえた役割の明確化による経営形態の見直しを進めます。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	診療所医療機器整備事業	郡上市	国保和良診療所 国保和良歯科診療所
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	病院医師確保対策事業	郡上市	郡上市民病院 国保白鳥病院

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、病院施設を「地域医療の拠点や身近な診療機関として、民間病院等の状況に配慮しながら市が主体となり適正配置を考え、持続的な地域医療を確保する施設分野」として位置付け、次のとおり管理方針を定めています。

【病院施設】

- 地域医療体制を確保するため、民間病院や診療所との適切な役割分担や連携を図りながら、公立病院及び診療所は当面現行体制を維持します。
- 経営改善を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用や独立行政法人化を含め、経営形態のあり方について検討します。

第8章 教育の振興

(1) 小・中学校教育

<現況と問題点>

- ・市全体で児童・生徒数の減少が進み、合併時の平成16年には市全体で4,457人であった生徒・児童数が、令和7年には2,738人と、この22年間で約4割減少したことで、小学校では複式学級を編成する学校が増加し、中学校では集団活動に支障をきたすなど、様々な影響が生じています。そうした中、学習環境の向上を図るため、平成31年4月に八幡地域の西和良小学校が和良地域の和良小学校に、令和4年4月に明宝地域の小川小学校が明宝小学校に、令和6年4月に大和地域の4小学校（大和北小学校、大和南小学校、大和西小学校、大和第一北小学校）が大和小学校にそれぞれ統合しました。今後も、統合が決定した美並地域の小学校の整備を実施するなど、引き続き学校規模の適正化を進めていく段階にあります。
- ・学校施設については、児童・生徒の体調管理や学習環境に配慮したエアコンの設置や、快適性の向上を目的としたトイレの洋式化などを進めてきましたが、引き続き老朽化が進む施設への対応が必要です。
- ・児童・生徒の安心・安全な通学と校外活動のため、市内全域で38台のスクールバスを運行しており、委託先事業者をプロポーザル方式で決定するなど、運行体制の強化を図っています。今後は、児童・生徒数の減少を見据え、より合理的で経済的な運行形態としていくとともに、運行に見合った車両を計画的に更新する必要があります。
- ・市内小中学校への給食の配送は、ドライバーの高齢化や人手不足の深刻化に加え、車両の老朽化と特殊車両の確保が困難になっていることから、配送体制の脆弱化が進んでいます。

<その対策>

○安心して学べる教育環境づくり

- ・学校統合については、学校の規模適正化及び適正な維持管理、改修に向けて計画策定を進めてきました。統合が決定した美並地域の小学校整備事業を進めるとともに、今後は他の学校についても、地域の実情を考慮しながら、保護者及び地元住民と着実な合意形成を図った上で方針を決定していきます。
- ・学校施設は、多くの小学校が建設から30年以上経過しているため、校舎、屋内運動場の長寿命化改修などを計画的に実施します。特に八幡地域の中心部に位置する小中学校施設では、将来的な統合の可能性も視野に入れて大規模改修を進めます。
- ・児童・生徒の安心・安全な通学を第一に、より合理的なスクールバスの運行形態を実現するため、車両の状態を観察しながら更新計画の継続的な見直しを行い、適切な車両更新を実施します。
- ・給食配送車の更新により、業務の安全性や衛生面に配慮が行き届いた安心・安全な給食を提供します。

(2) 社会教育

<現況と問題点>

- ・公民館活動を推進するため、八幡地域では郡上市総合文化センターのほか9館に公民館専任主事を配置し、公民館講座の開催や各種イベント、学習成果の発表会等を実施してきました。大和地域では大和生涯学習センター、白鳥地域では白鳥ふれあい創造館、高鷲地域ではたかす町民センター、美並地域では日本まん真ん中センター、明宝地域では明宝コミュニティセンター、和良地域では和良町民センターにおいても同様の活動を展開しています。
- ・公民館活動への参加者の減少や参加形態の固定化が課題となっているため、誰もが参加しやすい講座内容や活動方法へ工夫する必要があります。
- ・郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する「郡上学」を推進するための「郡上学講座」や、郡上の魅力を楽しく学ぶ「郡上かるた」を通じて、郷土の歴史、文化、自然などを学ぶ

機会を提供しています。

- ・公民館施設や文化センター等社会教育施設については、ほとんどの施設が建設から 20 年以上を経過し老朽化が進んでいるため、施設の集約化や計画的な改修等による整備が必要となっています。

<その対策>

○生涯学習の推進と環境整備

- ・アンケートの実施や情報交換を通してニーズを把握し、子どもから大人まで各発達段階に応じた学びの場と、様々な学習の機会を提供します。
- ・地区公民館では、地域の自然や文化、人材を活用した特色ある活動・交流を進め、地域の活性化と地域コミュニティづくりを推進します。
- ・次代を担う子どもたちを育み、地域の教育力の向上させるため、これまで以上に学校と地域住民、保護者など、地域全体で協力して取り組む地域学校協働活動を一層推進します。
- ・公民館施設や文化センター等社会教育施設については、郡上市公共施設適正配置計画の方針に基づき、施設の集約化や計画的な施設整備を進め、安全な施設管理を確保します。

○「シン・郡上学」の推進

- ・「郡上学」を「主体的参加」「持続型・循環型」「地域貢献・地域学校協働活動」の視点で深化、親化、進化させた「シン・郡上学」を推進し、地域課題を主体的に考え解決策を提案するような深い学びを目指します。

(3) スポーツ

<現況と問題点>

- ・市民の健康づくり、市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツをはじめめるきっかけづくり、競技力向上のための施策を展開してきましたが、今後も全ての世代がスポーツに取り組みやすい環境を整える必要があります。
- ・スポーツ少年団や少年スポーツクラブ等の競技団体では、少子化に伴う団員数の減少、活動の縮小や休止、指導者の減少が顕在化しており、競技団体の活性化や指導者の発掘・確保・育成に向けた支援が必要です。
- ・社会体育の振興を図るための施設として、体育施設を設置していますが、施設・設備の老朽化や物価高騰の影響により、修繕等の管理運営費も増大しています。

<その対策>

○スポーツ活動の推進と親しむための環境整備

- ・地域住民の生きがいや健康増進のため、スポーツに親しむきっかけづくりや、各世代のニーズに合ったスポーツ活動の展開、競技団体の活性化を推進するとともに、一流アスリートを招いたイベントの実施など、スポーツの価値や魅力を感じる機会を創出することにより、スポーツを「する・観る・支える」市民の増加を図ります。
- ・少年スポーツにおいては、競技種目や団体を選択できる環境づくりと、充実した指導体制を確立することで、競技力が高く活発なスポーツ活動の展開を図ります。
- ・公共施設適正化計画に基づき継続する体育施設は、予防保全を含めた計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

(4) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校校舎等整備事業	郡上市	八幡小学校
		小学校統合整備事業	郡上市	美並地域

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
	給食施設	学校給食センター施設整備事業	郡上市	配送車
	スクールバス ・ポート	スクールバス整備事業	郡上市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	体育施設	体育施設整備事業	郡上市	・やまと総合センター ・郡上市合併記念公園 ・美並総合体育館
	その他	社会教育施設整備事業	郡上市	・たかす町民センター

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画では、教育の振興に関連する施設を、学校教育施設、社会教育施設、スポーツ施設に分類しています。

その中で、学校教育施設は「初等中等教育の人間形成の場として、子どもの学力と社会性の向上に配慮し市が主体で適正配置を考え、今後は地域の拠点として複合化を進める施設分野」、社会教育施設は「市民が身近で学び、学んだ成果を広く活かすことができる場として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野」、スポーツ施設は「市民の健康増進と、スポーツを通じた地域活性化を図る場として、市が主体で適正配置を考え、市民協働により支えていく施設分野」として位置付け、次のとおり管理方針を定めています。

【学校教育施設 - 小中学校 -】

- 義務教育小中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び社会性の確保の観点から、児童生徒数及び学級数の推移を見ながら、「複式学級の解消」、「1学年が複数学級となる学校規模」、「市の実情に沿った配置」を基本とし、段階的な統廃合を進めます。
- 学校がコミュニティの拠点として位置付けられていることから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用を含め、有効活用について検討を進めます。
- 小中学校として今後も継続する施設は、経過年数や施設の状態を検証した上で、長寿命化又は更新について検討します。

【社会教育施設 - 生涯学習施設 -】

- 市民の学習や文化活動、趣味や生きがい活動に加え、地域課題の整理・解決のための情報収集・提供とともに、課題解決に向けた実践活動を行う「地域の総合的な活動拠点」として生涯学習センター（図書館機能含む）を位置づけ、各地域（旧町村ごと）に1か所設置します。
- 各地域の拠点となる施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い長寿命化を図る一方、拠点以外の施設で老朽化が進んでいる施設は廃止します。
- 地域課題を解決するためには、地域団体等の主体的な取組みに加え、活動の調整や支援を行う「まちづくりのコーディネーター」としての振興事務所の役割は重要であることから、地域に必要なセンター機能のあり方について、公民館との関係、運営組織と体制、管理運営方法などを含め検討します。

【スポーツ施設 - 体育館 -】

- 基幹体育館は、市全体のスポーツ振興及び大会誘致等による地域の活性化の観点から、中長期的な見通しの中で市全体としての適正配置を行います。
- 拠点体育館は、市民の生涯スポーツの拠点として、基本的に各地域（旧町村ごと）に1か所配置します。
- 基幹体育館が拠点体育館を兼ねている地域は、大会利用等により地域のスポーツ活動に制約が生じる可能性があることから、「サブ拠点体育館」を配置し、拠点機能を補います。
- 地域体育館は、学校開放の体育館などの配置状況を踏まえ、大規模改修が必要となった時点での廃止を原則とします。
- 多くの体育館が災害時の避難所に位置付けられている状況から、体育館を廃止する場合は、避難所のあり方についても別途検討します。

第9章 集落の整備

(1) 集落の整備

<現況と問題点>

- ・各地域のコミュニティ活動は、若い世代の市外への流出や地域の高齢化などにより担い手が不足し、伝統行事や地域活動等への参加者の減少のほか、人と人とのつながりの希薄化が課題となっています。
- ・買い物や医療、福祉など日常生活に必要なサービスについても、後継者不足による店舗の廃業などにより、それぞれの集落の中で個別に提供することが難しくなっています。
- ・住民ニーズの多様化や地域の担い手の減少が進んでいるため、地域コミュニティを守っていくためには、住民が地域の課題を「自分ごと」としてとらえ、「住民主体」で地域の暮らしを支える活動に取り組むことが望まれます。そのため、本市において地域運営組織としての役割を果たす7地域の地域協議会が中心となり、各地域の様々な世代や分野の人が関わりながら持続可能な地域づくりを推進していく必要があります。また、その推進のためには、地域の見守り役や地域の核となる人材も求められています。

<その対策>

○市民協働による地域運営の仕組みづくり

- ・引き続き地域協議会による地域運営を基本としつつ、地域内で主体的に取り組まれる活動やイベント開催などに対して支援を図るとともに、市と役割分担をしながら「公助」のパートナーとして活動を行う「自立した地域運営組織」の体制強化を進めます。
- ・国の制度を活用した集落支援員を設置し、集落の維持と地域活動の活性化を図ります。
- ・それぞれの地域の生活エリアにおいて、エリア内の拠点に様々な施設や機能を集約して効率化を図り、小さな集落や単独の自治会では難しい活動などはエリア内で連携して取り組むとともに、不足するサービスなどはエリア同士のネットワークによって補うなど、今後も引き続き、エリア間を効率的につなぐネットワークの形成を、行政と地域が協働で進めていきます。
- ・地域内連携の促進及び課題解決能力の強化に向けた活動を具体化するため、住民自治及び市民協働に対する市民の意識醸成や、市民協働センターの認知度向上と活動の充実を図ります。
- ・将来的に地域の担い手となることが期待される若年層の定住を促すため、統廃合によって生じた公共施設の跡地等を活用した宅地造成及び分譲を行います。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		分譲地造成事業	郡上市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域振興推進事業	郡上市	
		地域振興推進事業（特別分）	郡上市	
集落支援員事業		郡上市		

第10章 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興

<現況と問題点>

・本市は、郡上踊、寒水の掛踊、長滝の延年、白鳥の拝殿踊、東氏館跡及び篠脇城跡、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区などの国の文化財をはじめとして、多くの重要文化財、史跡、名勝、天然記念物などが国県市の文化財として指定・選定されています。また、本市の文化振興において、令和4年に「郡上踊」及び「寒水の掛踊」が民俗芸能「風流踊」の一つとして、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことは、地域文化を世界的な文化・観光資源にも押し上げました。一方で、各地域に伝えられてきた伝統芸能などは、若年人口の減少により、担い手、後継者不足が顕著になってきており、人材の確保と育成が急務となっています。また、各地域に残る建造物や歴史資料などは、保存のための適切な措置を講じていく必要があります。このような状況を踏まえ、本市が令和7年度に策定し文化庁の認定を受けた「文化財保存活用地域計画」では、令和8年度からの5年間で、市内に有する膨大な文化遺産を体系的に保存・活用していく重要期間として位置づけています。今後は、広大な市域に点在する文化財をいかに次世代へつなぎ、適切な保存活動と地域活性化のための活用の両立を果たしていくかが課題となっています。

<その対策>

○継承活動の支援と文化財保存・活用の推進

- ・地域文化伝承の担い手が年々減少する中、これまで先人たちが培ってきた文化を着実に継承するためにも、文化的資源の保存伝承に対する助成制度等の支援を行うとともに、歴史文化に関わる各団体や資料館等の連携により、積極的に情報発信を行います。
- ・文化財保存活用地域計画に基づいて、伝統芸能における後継者の育成や、地域における伝統的な生活様式の発掘、継承、紹介等の諸施策を行うなど、総合的な文化資源の保存・活用を推進します。
- ・郡上おどり保存活用計画に沿って、運営関係者だけでなく踊りファンなどの参加者も含めた、持続可能なおどり運営の体制づくりを進めます。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	「日本一のおどりのまち郡上」 推進事業	郡上市	
		八幡城跡保存管理事業	郡上市	
		伝建修理・修景事業	郡上市	

第11章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 過疎地域活性化基金の活用

＜現状と問題点＞

- ・住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、施設整備と併せてソフト面においても様々な施策を実施していく必要があります。しかし、人口減少や少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加などにより、市の財政状況は厳しさを増しており、必要な事業を推進するためには、安定した財源の確保が求められています。

＜その対策＞

- ・地域課題は多様化しており、これらに柔軟かつ弾力的に対応するため、ソフト事業の財源として郡上市過疎地域活性化基金を活用します。基金は必要に応じて取り崩し、地域課題解決に資する事業のための財源として充当します。また、この計画が終了した後においても、ソフト事業の財源として充当できるものとします。

(2) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		過疎地域活性化基金	郡上市	

第 12 章 過疎地域持続的発展特別事業（再掲）

(1) 事業計画一覧表

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			これらの事業は、地域の持続的 発展に資するものであり、その 効果は将来に及ぶ。
	移住・定住	移住・定住推進事業	郡上市	
		地域おこし協力隊派遣事業	郡上市	
	地域間交流	大都市ネットワーク構築・関係 人口創出事業	郡上市	
	人材育成	若者プロジェクト推進事業	郡上市	
		ひと・まちづくり推進事業	郡上市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	観光	観光協会活動事業	郡上市	
		観光地域づくり推進事業	郡上市	
6 子育て環境の確 保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	乳幼児医療費助成事業	郡上市	
		小中学生・高校生等医療費助成 事業	郡上市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	病院医師確保対策事業	郡上市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域振興推進事業	郡上市	
		地域振興推進事業（特別分）	郡上市	
		集落支援員事業	郡上市	
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	「日本一のおどりのまち郡上」 推進事業	郡上市	
		八幡城跡保存管理事業	郡上市	
		伝建修理・修景事業	郡上市	
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		過疎地域活性化基金	郡上市	